

第2期 [2010～14年度] の取組み (4)

産業振興プロジェクト

○ 地産地消・地産都消



道の駅「おろちの里」で新たに産直市がオープン



台湾・日本フェアへ出店し、米などの農産物や加工品をPR

○ たたらの里山活用



市民参加型林地残材収集運搬システムや地域通貨を全市展開



市内第1号のチップボイラーが波多温泉・満寿の湯で稼働

交流人口拡大プロジェクト

○ 都市間交流事業



早稲田大学生と地元大学生や小中高生との交流事業



早稲田大学生による施設活用検討ワークショップ

○ 次世代育成事業



幸雲南塾(大人版)により、意欲ある若者がつながり、そのネットワークは市外へと大きく広がっている



高校生、大学生、社会人が世代を超えてつながり、未来に向けて話し合う「うんなん若者会議」

第2期 [2010～14年度] の取組み (5)

交流人口拡大プロジェクト

○ 観光交流事業



観光ガイドを養成し、地域資源を活かした観光ツアー旅行商品化



高速道路開通を踏まえ、神楽を活用した観光PRを広島県を中心に展開



新たな旅行商品づくりに取り組む観光未来会議を開催



桜の見どころをまとめた「桜どころマップ」を作成

○ 尾原ダム周辺を活用した交流事業



トレイルランニングなど豊かな自然環境を活かしたスポーツツーリズムの推進



ファンづくりも兼ねて参加型ワークショップで取り組んだホースセラピー牧場

○ 食と交流の拠点支援事業



雲南の食の幸を体感できる宿泊型レストラン「オーベルジュ雲南」



道の駅おろちの里に地元住民が運営する「田舎料理バイキングレストラン」がオープン

人と自然と歴史と食と
たくさんの方に
ありがとう。

振り返り・総括

20

幸運なんです。
雲南

取り組み成果 《ふるさと教育・キャリア教育》

- ① 保幼小中を通じたキャリア教育の推進により「ふるさとへの愛着心」は高まってきた。
- ② 高校とつながり、新たなキャリア教育の展開が始まりつつある。



◎ 子どもたちの「ふるさとへの愛着心」の高まり

(H25年度子どもたちの意識調査結果)

- 自分の住むまちへの肯定感【回答:小4～中3】

(H19) (H25)
30.1% ⇒ 85.6% 55%向上!

- 地域行事に参加していますか【回答:中3】

(全国平均) (雲南市) 全国平均より
41.6% ⇒ 58.2% 17%高い

◎ 学習意欲の高まりによる学力向上

(県学力調査)

- 同一母体による平均値比較 (国語)

H22(小6) H25(中3)

【県比較】 -2.7 ⇒ 0

【全国比較】 -3.9 ⇒ 1.6

中学段階で、基礎学力の向上が見られる。

21

取り組み成果 <<定住推進>>

- ① 若い移住者を活用した「移住支援コーディネーター」の配置により、若い世代の移住者が増加。
- ② 医療人材やITクリエイターなど専門スキルを有する人材をターゲットとした移住支援策の展開。

◎ 市外・県外からの移住者が増加

● 市外・県外からの移住者数

H22	H23	H24	H25
24人 11世帯	52人 19世帯	60人 23世帯	55人 22世帯

移住者のおよそ6割が20～30代



◎ 専門スキルをもつ若者の移住が増加

- 若手医療人材を対象とした「うんなん医療見学ツアー（H25年9月実施）」で、3名が移住を決定。（うち1名が雲南総合病院へ就職）
- 市内空き家に都市圏クリエイターのサテライトオフィスを開設予定（H27年1月頃）



取り組み成果 <<都市間交流・次世代育成>>

- ① 意欲ある若者がつながり、そのネットワークは市外へと大きく広がっている。
- ② 高校生、大学生、社会人が世代を超えてつながり、地域づくり活動を展開している。

◎ 若者による地域づくり活動が活発化

- 出雲大東駅に若者の活動拠点がオープン。市外から通う若者も。
- 幸雲南塾（大人版）の卒業生（35名）がまちづくり団体を結成。H26年4月にNPO法人化。



- 高校生、大学生、社会人が未来に向けて話し合う「若者会議」を開催。高校生39名を含む総勢82名が参加。



- 若者会議をきっかけに、若者の力で雲南を元気にする「若者チャレンジプロジェクト」が始動。

取り組み成果 <<産業振興>>

- ① 産業分野では、地域の資源を活用した雲南ならではの商品開発に取り組んでいる。
- ② 里山活用では、中核を担う運営組織が立ち上がり、市民参加型の林地残材集積システムを構築。
- ③ 観光ガイドの養成により、地域資源を活用した旅行プログラムを商品化。

◎ 地元食材を活用した新たな商品開発

- 農商工連携による新商品数

H21	H22	H23	H24	H25
5	13	4	8	15

45個の新商品を開発

◎ 市民参加による里山の整備

- 市民による林地残材の収集運搬

(市民登録者数) 175人
(木材搬出量)

H24: 250 t
H25: 745 t

順調に伸びる市民による木材搬出

◎ 地域資源を活用した旅行プログラムの開発

- 観光入込客数

(H21) (H25)
88万人 ⇒ 143万人

5年間で1.6倍に！

成果のまとめ ①

市としての一体感が醸成された。

- ・ 地域資源を活用した市民主体の取り組みが各地で生まれ、「雲南市」としてのアイデンティティ（誇り）が醸成された。
- ・ スイーツ・スパイスプロジェクトなどの話題性のある取り組みがマスコミに取り上げられるようになり、市民へも少しずつ定着していった。
- ・ ふるさと教育・キャリア教育を推進により、子どもたちのふるさとへの肯定感（愛着と誇り）が格段に高まった。

成果のまとめ ②

多様なまちづくり(課題解決)の担い手が誕生。

- 自らの地域を良くしていこうと、地域自主組織など市民主体の地域づくりが進められている。
- 産業分野では、業種を超えて事業者同士が手を取り合い、雲南ならではの商品開発に取り組まれている。
- 意欲ある若者の活動が活発化し、地域が抱える課題解決へのチャレンジが始まりつつある。
- 幸雲南塾(大人版)の修了生が中心となり「中間支援団体」(本年4月NPO法人化)が立ち上がり、塾生などの若者や地域の活動支援等を展開している。

成果のまとめ ③

地域資源を活用した多様な交流活動が展開され、雲南ブランドの共感者、応援者の輪が広がった。

- 地域の自然や食、歴史資源を活用した体験交流活動が各地で展開され、都市住民との交流が広がり、リピーターも出てきた。
- 雲南市の取り組みに共感し、自分ごとのように雲南を発信する応援者の輪が広がってきた。
- クリエーターや社会起業家等が雲南市に関心をもち、交流が拡大してきた。

- 雲南ブランド化プロジェクトは、地域の魅力を高める人や活動、それを支える応援者を生み出し、地域ブランドの向上に大きく貢献した。

- 第1次総合計画の終了をもって優先プロジェクトとしての役割を終えるが、「人と自然と歴史と食の幸」は次期総合計画でも大切に受け継ぎ、各施策の中で「幸」を活かした取り組みを推進していく。

雲南市ふるさと定住推進協議会

シェアオフィス調査研究プロジェクトについて

1. 事業概要

雲南市ふるさと定住推進協議会では、平成26年度から都市の仕事を田舎でも行うことができる場や若者チャレンジの場として、空き家を活用したシェアオフィスの整備をすすめてきました。これにより、ネット環境があれば仕事ができる人材に対して働く環境を提供し、都市からの人材の流入や、都市と雲南市の人材間のつながりづくり、さらに、異業種連携、新たな起業及びチャレンジの創出などの効果を目指しています。

2. 実施状況及び計画

(1) ワークショップの開催

平成26年8月から12月までに5回のワークショップ（内装解体、内装塗装、漆喰塗など）を開催しました。（参加者 92名）

(2) 移住体験プログラムの実施

平成26年9月のワークショップの開催に合わせ、首都圏の若者を中心に雲南市への移住体験プログラムを催行しました。（参加者 6名）

※島根ふるさと定住財団助成金

〔しまね暮らし体験プログラム事業助成金〕 245千円を充当

(3) 視察研修の受け入れ

平成26年11月にはJOIN（移住・交流推進機構）の紹介により島根県で行う「しまこトインターンシップ」の視察研修を受け入れました。（参加者 11名）

(4) 利用状況

平成27年5月9日にオープンし、2階の固定席オフィスでは、現在6席を利用いただいております。

(5) その他

チャレンジを生むオフィスの活用方法や都市圏からの人材を呼び込むことによる新たな仕事や移住の形態等について、今年度、引き続き調査研究業務を行います。

3. 事業費

平成 26 年度 4,012 千円（委託費・工事請負費）

※島根県補助金[島根の未来実現事業補助金] 1,500 千円を充当

平成 27 年度 5,624 千円（委託費・工事請負費）

4. 空き家のご提供について

シェアオフィスとして整備したこの建物は、施設の目的を説明し、所有者様（京都市在住）より快くご提供いただき、10 年間お借りしているものです。

未来の働き方、実験中！三日市ラボ。

2015.5.9 START!



三日市ラボ

MIKKAICHI LABO

三日市ラボは、商店街内にある町屋を改修した

シェアオフィス&コワーキングスペースです。

都会と地方をつなげ、つながる。

田舎でもできる働き方、田舎だからある環境を提供します。

三日市ラボでつながり、つながりを広げ、チャレンジを広げる。

そんなスペースを創造することを目的としています。





三日市ラボ

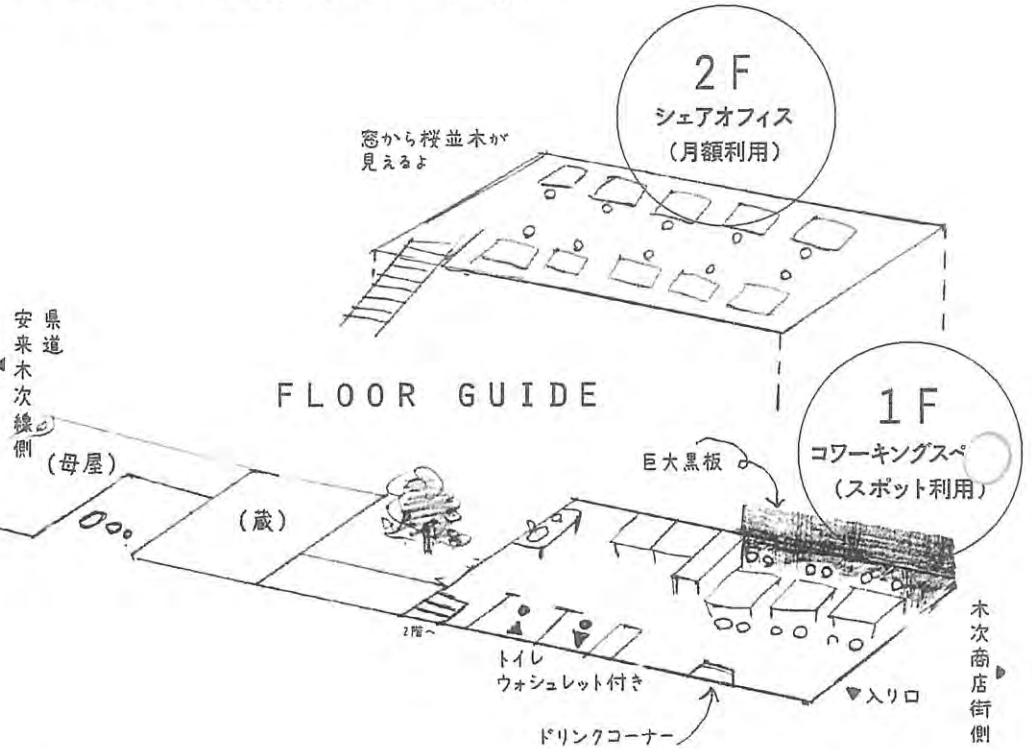
MIKKAICHI LABO

かつては鍛冶屋だった古民家が生まれ変わりました。

都会の喧騒を離れて豊かな自然の中、クリエイティビティを発揮する仕事スペースや、短期集中でのプロジェクトを行うスペースとして、ご利用いただけます。

さらに、利用者は、新たなつながりをつくり、つながりを広げ、チャレンジを広げることを期待できるスペースです。

ACCESS



	コワーキングスペース (スポット利用)	シェアオフィス (月額利用)
座席	1階 自由席(12席)	2階 固定席(10席)
ご利用料金	1時間 300円/人 以後1時間当たり100円 (1日上限1,000円)	1ヶ月 20,000円/席 ※共益費込 ※コワーキングスペースの利用も可能。
ご利用時間	9:00~17:00 休館日 土曜日及び日曜日、 祝祭日、年末年始	原則 9:00~17:00 (時間外利用可) 管理の都合上、開館時間を除く(時間帯の ご利用の場合は、事前に管理人にお伝えください。)
Wifi	○	○
電源	○	○
鍵付デスク	×	○
ロッカー	×	○
登記	×	○
郵便受け取り	×	○

利用のススメ たとえば

雲南市での用事の
空き時間にメールチェック!



仕事の
打ち合わせ場所に



地域に関わる
系口として。

雲南のイトコ
教えるよ!



《お問合せ》三日市ラボ TEL.0854-47-7373

(施設設置者/雲南市ふるさと定住推進協議会(事務局:雲南市役所うんなん暮らし推進課) TEL.0854-40-1014)

雲南市の取り組みなどもっと詳しく知りたい方は

《関連サイト》場づくりの学校~雲南市移住計画~

《関連サイト》ほっこり雲南

雲南ブランドサイト
<http://www.co-unnan.jp/>

FACEBOOKページ
<https://www.facebook.com/b.school.unnan>

FACEBOOKページ
<https://www.facebook.com/HokkoriYunNan>



平成27年10月13日

京丹後市議会議長 様

会派名 清風クラブ
代表者名 吉岡和信
(電話) [REDACTED]

政務活動費実績報告書

平成27年4月21日付け7総務第246号により交付決定のあった政務活動費に係る下記の実施期間における政務活動が完了したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 政務活動費の額 399,838円
2 政務活動費の対象となる経費の内訳

区分	金額	政務活動費を充てた主な活動
調査研究費	163,178	府中市・雲南市研修費用（7/6・7）
研修費	0	
広報費	0	
広聴費	0	
要請・陳情活動費	236,660	防衛省陳情経費（5/20・21）
合計	399,838	

- 3 政務活動の実施期間（該当期間に○）

○	上半期（4月から9月）		下半期（10月から3月）
---	-------------	--	--------------

※ 添付書類

- (1) 政務活動の実施状況及び成果を確認できる書類
- (2) 政務活動費の支出額及びその用途に関する書類
- (3) 政務活動費の支出に係る領収書の原本（確認後に返付します。）

別紙資料①

支 出 区	分	経 費		明 細	
		支 払 金 額	支 払 先	そ の	他
要請・陳情活動費	往復交通費&宿泊費	220,400	㈱さとう豊岡店	明細請求書参照	
	陳情先手みあげ用菓子代	12,960	㈱ポラリス 御菓子司 あん		
	交通費(電車代)	1,650	JR東日本	東京から京葉線海浜幕張片道分	
		1,650		同上	
合	計	236,660			

別紙資料① 支出経費の内訳と金額、領収書

①峰山～東京 往復交通費 領収書 支払先 JTB代理業 ㈱さとう豊岡店

裏面 支払明細



領 収 証

No. 502595

平成 27 年 5 月 14 日

清風クラブ様

金 額	百万	千	円
	¥ 2 2 0	4 0 0	

但し 旅費 代 220,400円
消費税及び地方消費税 17円 現金 にて

- 1 領収証は必ず複写で発行することになっております。
- 2 社印・取扱者名なきもの及び金額を訂正したものは無効です。

観光庁長官登録旅行業第64号
エイティイービー代理業(JTB総合提携店)
株式会社さとう豊岡店
兵庫県豊岡市大手町アイティ内
電話(0796)22-0001(代)

取扱者

②視察先及び陳情先 お菓子代領収書 支払先 ㈱ポラリス 御菓子司 あん

0203-1066

2015年 5月19日火曜日

清風クラブ様 領 収 証

¥ 1 2, 9 6 0 -

(消費税 ¥960)

但、菓子代

京都府京丹後市網野町木津5
(株)ポラリス 御菓子司 あん
TEL 0772-74-9109

*保管上のお願

財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者

領収証No 1281

ご旅行代金ご請求書

清風クラブ 御一行様

合計 220,400 円

2015年 5月20日～2015年 5月21日 1泊2日

摘 要	単 価	人 員	合 計
峰山～東京 往復乗車券+指定席特急券 手帳割引	25,100 円	4 人	100,400 円
峰山～東京 往復乗車券+指定席特急券	33,900 円	1 人	33,900 円
峰山～東京 往復乗車券+指定席特急券 セット割引	30,240 円	1 人	30,240 円
5/20 スマイル東京日本橋 1泊食事なし シングル	8,800 円	5 人	44,000 円
5/20 スマイル東京日本橋 1泊食事なし シングル(JRセット)	9,000 円	1 人	9,000 円
5/14付 JR取消料	2,860 円	1 人	2,860 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
小 計	円	6 人	220,400 円
お 申 込 金	△ 円	人 △	0 円
合 計	円	6 人	220,400 円

平成27年5月14日

ジェイティービー代理業
(JTB総合提携店)
株式会社トトラベルサービス
豊岡店営業所(アイティ3階)
兵庫県豊岡市大手町340
電話(0796)-22-0007
FAX(0796)-22-0008
作成 松本 健資

別紙資料①

支出経費の内訳と金額、領収書②

③東京～京葉線海浜幕張 片道交通費 領収書 支払先 JR東日本

領収証

ご利用日付 2015年05月21日
時刻 10時33分

取引内容：乗車券類
購入金額 金1650円
お支払方法 内訳
現金 金1650円

伝票番号 22788

- この領収証は大切に保存してください。
- 毎度ありがとうございます。

東京駅 券CO1発行
JR東日本

領収証

ご利用日付 2015年05月21日
時刻 10時32分

取引内容：乗車券類
購入金額 金1650円
お支払方法 内訳
現金 金1650円

伝票番号 22787

- この領収証は大切に保存してください。
- 毎度ありがとうございます。

東京駅 券CO1発行
JR東日本

ご旅行代金ご請求書

清風クラブ 御一行様

合 計 160,078 円

府中・雲南

2015年 7月 6日(月)～ 7月 7日(火)

摘 要	単 価	人 員	合 計
峰山⇒豊岡 乗車券 お手帳割引 (ご本人・介護)	390 円	6 人	2,340 円
久美浜⇒豊岡 乗車券	290 円	1 人	290 円
豊岡⇒福山 JR乗車券 お手帳割引 (ご本人・介護)	2,210 円	6 人	13,260 円
豊岡⇒福山 JR乗車券	4,430 円	1 人	4,430 円
特急はまかぜ 2号 指定席特急券(乗り継ぎ割引)	740 円	7 人	5,180 円
ひかり495号 指定席特急券	3,000 円	7 人	21,000 円
トヨタレンタカー WCクラス ハイエース10人乗り 基本	47,088 円	1 台	47,088 円
トヨタレンタカー 福山⇒豊岡 乗り捨て料金	16,740 円	1 台	16,740 円
7/6 出雲ロイヤルホテル 1泊食事なし シングル	6,950 円	7 人	48,650 円
6/26付 お取消 (JR+丹後鉄道 払い戻し)	1,100 円	1 人	1,100 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
小 計	円	7 人	160,078 円
お 申 込 金	△ 円	7 人	△ 0 円
合 計	円	7 人	160,078 円

(税 込)

平成27年6月30日

ジェイティービー代理業
 (JTB総合提携店)
 (株)さとトラベルサービス
 豊岡店営業所(アイティ3階)
 兵庫県豊岡市大手町340
 電話(0796)-22-0007
 FAX(0796)-22-0008
 作成 松本 健資

別紙資料①

支 出 区	分	経 費		の 明		細
		支 払	金 額	支 払	先	
研修費	往復交通費&宿泊費	160,078				
	陳情先手みあげ用菓子代	3,100		株式会社ラベルサービス		明細請求書参照
合	計	163,178		佳松苑		

領 収 証

清風 937 様

27 年 7 月 5 日

★ 2,100

但 菓子代

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

京都府京丹後市網野町木津247

佳 松 苑



領 収 証

No. 534665

平成 27年 6月 30日

清国777様

金 額	百万		千		円
	¥	16	0078		

但し交通宿泊代 160078円
 消費税及び地方消費税 27円 現金にて

- 1 領収証は必ず複写で発行することになっております。
- 2 社印・取扱者名なきもの及び金額を訂正したものは無効です。

観光庁長官登録旅行業第64号
 シェイティービー代理業(JTB総合提携店)

株式会社さとう豊商店
 兵庫県豊岡市大手町アイテ
 電話 (0796)22-0001

取扱者
 [Redacted]

平成27年度 京丹後市議会政務活動費

実績報告審査(調査)資料

提出のあった政務活動費実績報告書について、経費の収支状況、添付資料等確認の結果、下記のとおりとなりました。

つきましては、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第4項及び第5項の規定により、この内容により市長へ送付してよろしいか伺います。

記

1 実績報告提出会派(無会派議員)名

清風クラブ

2 実績報告の期別

(上半期) ・ 下半期)

3 実績報告の額及び審査後の額

区分	実績報告の額	審査後の額	増減
調査研究費	163,178 円	162,078 円	△ 1,100 円
研修費	0 円	0 円	0 円
広報費	0 円	0 円	0 円
広聴費	0 円	0 円	0 円
要請・陳情活動費	236,660 円	213,500 円	△ 23,160 円
合計	399,838 円	375,578 円	△ 24,260 円

平成27年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

会派等名

【 清風クラブ 】

■ 上半期分
□ 下半期分

連番	規程種別	条項	チェック項目	受理	確認	合議
1	条例	第3条	京丹後市議会基本条例及び政務活動費の交付の趣旨を踏まえた内容であるか	○	○	○
2	条例	第3条	使途の透明性は確保され、市民に対して説明できる内容であるか	×	○	○
3	条例	第5条	別表「政務活動に要する経費」に該当するか	○	○	○
4	条例	第6条	活動期間は4月1日から3月末日の範囲内か	○	○	○
5	条例	第8条	交付申請が提出されているか	○	○	○
6	条例	第9条	交付決定が通知されているか	○	○	○
7	条例	第10条第2項	(上半期の場合)実績報告は10月10日(休日の場合、以後の最も近い休日でない日)までに提出されているか	○	○	○
8	条例	第10条第2項	(下半期の場合)実績報告は3月31日(休日の場合、以前の最も近い休日でない日)までに提出されているか	-	-	-
9	条例	第10条第2項	実績報告に、資料(経費の収支状況、領収証等)は添付されているか	×	○	○
10	条例	第14条	提出された書類の保存用コピーを作成したか	×	○	○
11	施行規則	第5条	実績報告の様式は様式第5号を用いており、必要事項に記入漏れはないか	○	○	○
12	施行規則	第8条	提出された会計帳簿及び領収書等の証拠書類(原本)を返却したか	×	○	○
13	施行規則	第9条第2項	公布の手續に係る書類を京丹後市情報公開条例第7条に規定する非公開条例をマスキングしたうえ、HP用データとして整備したか(PDF保存)	×	○	○
14	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-①]公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	×	○	○
15	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-②]日当が支給されていないか	○	○	○
16	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-③]宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	○	○	○
17	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-④]市内用務に車賃を支出していないか	○	○	○
18	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑤]燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	×	-	-
19	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑥]ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	×	-	-
20	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑦]レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか	○	○	○
21	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑧]タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
22	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑨]議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか	-	-	-
23	運用基準	第4-①	[調査研究費(2)]出席者負担金や会費がある場合、懇親会費と明確に区分できる報告になっているか	-	-	-
24	運用基準	第4-①	[調査研究費(4)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
25	運用基準	第4-①	[調査研究費(5)]視察先への土産代は、社会通念上妥当とされる範囲になっているか	○	○	○
26	運用基準	第4-①	活動内容報告や行程表等内容が具体的に分かる書類が添付されているか	○	○	○
27	運用基準	第4-①	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	○	○	○
28	運用基準	第4-②	[研修費(1)-①]公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	-	-	-
29	運用基準	第4-②	[研修費(1)-②]日当が支給されていないか	-	-	-
30	運用基準	第4-②	[研修費(1)-③]宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	-	-	-
31	運用基準	第4-②	[研修費(1)-④]市内用務に車賃を支出していないか	-	-	-
32	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑤]燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	-	-	-
33	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑥]ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	-	-	-
34	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑦]レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に報告されているか	-	-	-
35	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑧]タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
36	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑨]議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか	-	-	-

平成27年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

連番	規程種別	条項	チェック項目	受理	確認	合議
37	運用基準	第4-②	[研修費(2)]市内で開催されているものか	-	-	-
38	運用基準	第4-②	[研修費(3)-①]講師の交通費、宿泊費は実費となっているか	-	-	-
39	運用基準	第4-②	[研修費(3)-②]講師の日当が算入されていないか	-	-	-
40	運用基準	第4-②	[研修費(3)-③]講師の食事代は、社会通念上妥当とされる範囲内となっているか	-	-	-
41	運用基準	第4-②	[研修費(3)-④]講師の謝礼金は算定根拠が明記されているか	-	-	-
42	運用基準	第4-②	[研修費(4)]政党、政治団体、労働組合等が主催する集会、講演会、研修会への参加である場合、内容が政治、政党、選挙活動に当たらず、かつ市政に関するものであるか	-	-	-
43	運用基準	第4-②	[研修費(5)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
44	運用基準	第4-②	活動内容報告書、実施要領、案内文書等の書類が添付されているか	-	-	-
45	運用基準	第4-②	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-
46	運用基準	第4-③	[広報費(1)]広報誌(成果物)は会派で保存されていることを確認したか	○	-	-
47	運用基準	第4-③	[広報費(2)]報告会の開催の場合、実施(参加)報告書、配布資料等が会派で保存されていることを確認したか	○	-	-
48	運用基準	第4-③	[広報費(3)]広報誌作成の印刷代がある場合、領収書が添付されているか	○	-	-
49	運用基準	第4-③	[広報費(4)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
50	運用基準	第4-③	[広報費(5)]広報内容の具体的な例に該当しているか	○	-	-
51	運用基準	第4-③	[広報費(6)]取り扱うことのできない各事例に該当していないか	×	-	-
52	運用基準	第4-③	実施要領、案内文書、広報誌等が添付されているか	○	-	-
53	運用基準	第4-③	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	○	-	-
54	運用基準	第4-④	[広聴費(1)]報告書、配布資料等は会派等で保存されていることを確認したか	-	-	-
55	運用基準	第4-④	[広聴費(2)]参加者等に謝礼を支出した経費が算入されていないか	-	-	-
56	運用基準	第4-④	[広聴費(3)]印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
57	運用基準	第4-④	[広聴費(4)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
58	運用基準	第4-④	活動内容報告、実施要領、案内文書が添付されているか	-	-	-
59	運用基準	第4-④	支出することができない経費の事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-
60	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(1)]報告書及び要請・陳情書等が会派等で保存されていることを確認したか	○	○	○
61	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-①]公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	×	○	○
62	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-②]日当が支給されていないか	-	-	-
63	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-③]宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	○	○	○
64	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-④]市内用務に車賃を支出していないか	-	-	-
65	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑤]燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	-	-	-
66	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑥]ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	-	-	-
67	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑦]レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか	-	-	-
68	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑧]タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	×	-	-
69	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(3)]印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
70	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(4)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
71	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(5)]内容の各事例に該当する報告であるか	○	○	○
72	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(6)]要請先として相当すると認められる要職者であるか	○	○	○
73	運用基準	第4-⑤	活動内容報告や要請・陳情書の写し等の書類が添付されているか	○	○	○
74	運用基準	第4-⑤	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	○	○	○

※ 条例第10条第2項又は第3項による実績報告書を提出すべき期限

平成27年 10月 13日

※ 今回の実績報告書が提出された日

平成27年 10月 13日

※ 会派等担当者による内容の確認及び訂正の完了した日

平成27年 11月 5日

会派等名 【 清風クラブ 】

上半期分 ・ 下半期分

連番	規程種別	費目	確認日	確認事項	処理種別	金額の増減	備考
2	2 条例	要請・陳情費	11月5日	5月の計画について、実績では一部視察先に変更があり、その理由が確認できず資料の添付もあったが、計画全体の趣旨に随時会派都合による変更を認めることが難しい。	対象一部除外	△ 23,160 円	結果的に一日目の行程部分のみ認め、宿泊部分と二日目の目的地への鉄道賃を対 象外として減額した。 (11/12議運決定)ま た、1名の鉄道賃キャ ンセル料が算入されて いるため、これも対象 外とした。
2	2 条例	調査研究費	11月5日	7月の実績において1名の鉄道賃のキャンセル料が算入されている。	対象一部除外	△ 1,100 円	上記と同様、対象外と した。
9	9 条例	調査研究費	11月5日	レンタカー利用の際のガソリン代については宛名に会派名が明記されていない。また、高速道路の通行料としてETC利用証明書が添付されているが、領収証として取り扱うことが出来ない。(下記18,19再掲)	対象除外	0 円	会派の判断として実績 から除外することとし た。
10	10 条例		11月5日	提出書類のコピー作業			
12	12 施行規則		11月5日	領収書など原本の会派への返却			
13	13 施行規則		11月5日	コピー作業後の書類のPDF保存処理			
14	14 運用基準	調査研究費	11月5日	峰山・久美浜～福山間の鉄道賃について、請求額の明細から旅費条例に準じた算定金額を下回る実費と認められる。	説明確認	0 円	
18	18 運用基準	調査研究費	11月5日	レンタカー利用の際のガソリン代については宛名に会派名が明記されていない。	対象除外	0 円	会派の判断として実績 から除外することとし た。
19	19 運用基準	調査研究費	11月5日	また、高速道路の通行料としてETC利用証明書が添付されているが、領収証として取り扱うことが出来ない。	対象除外	0 円	会派の判断として実績 から除外することとし た。
51	51 運用基準	広報費	11月5日	添付された実際の報告会開催案内チラシの裏面に、今回の報告会の内容とは直接関連しない会派のその他の活動の様子を紹介する写真や、構成議員の顔写真と氏名が掲載されており、(6)②の選挙活動等とみなされる内容、若しくは選挙活動と明確に区分する説明がつかない。	対象除外	0 円	会派の判断として実績 から除外することとし た。
61	61 運用基準	要請・陳情費	11月5日	峰山～東京間、東京～京浜幕張の鉄道賃について、請求額の明細から旅費条例に準じた算定金額を下回る実費と認められる。	説明確認	0 円	

会派等名 【 清風クラブ 】

上半期分 ・ 下半期分

連番	規程種別	費目	確認日	確認事項	処理種別	金額の増減	備考
68	運用基準	要請・陳情費	11月5日	東京駅から先目的地までの移動等において、タクシーを利用して、合理的な理由を説明する資料の添付がない。	対象除外	0 円	会派の判断として実績から除外することとした。(合理的な理由の説明は可能であるが、タクシーの領取証について理由の説明が可能なものとそれ以外のものを区分ができないため、全部を実績から除外)

訂正合計	9 箇所	△ 24,260 円
	訂正項目別内訳	
【調査研究費】	5 箇所	△ 1,100 円
【研修費】	0 箇所	0 円
【広報費】	1 箇所	0 円
【広聴費】	0 箇所	0 円
【要請・陳情費】	3 箇所	△ 23,160 円